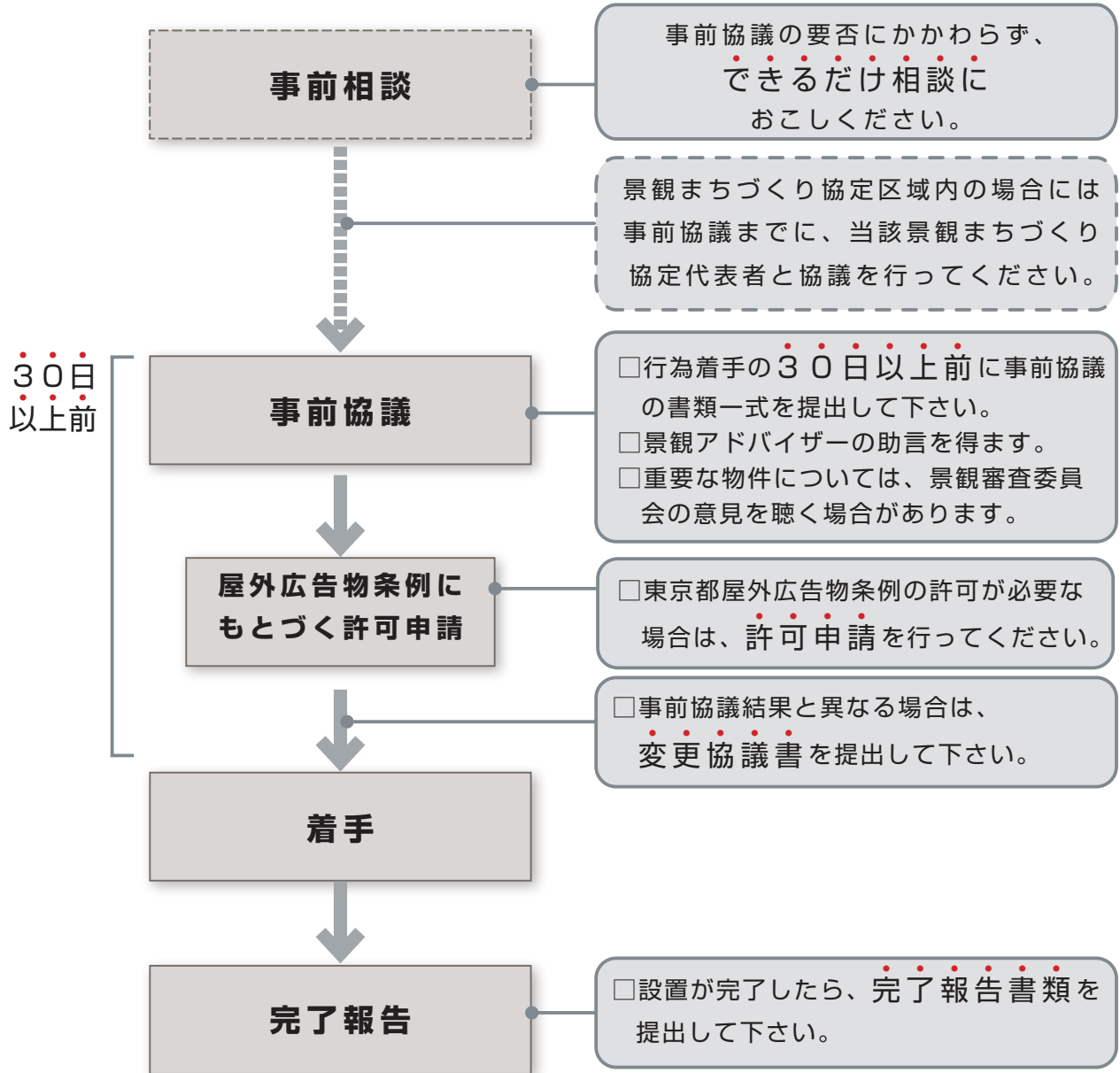


(1) 広告物の景観誘導

屋外広告物の表示・掲出については、東京都屋外広告物条例に基づき許可されるものです。

台東区では、良好な景観形成を推進するため、台東区景観条例に基づき、屋外広告物の表示・掲出に当たっては、事前協議の義務付けを行い、東京都屋外広告物条例との連携を図りながら取り組んでいます。

(2) 事前協議の手続き



※次の規模を超える屋外広告物は、事前協議が必要です。

行為	位置・規模
○表示・設置・改造・移設・外観の過半にわたる色彩の変更・修繕もしくは表示方法の変更	○高さ4m超の広告塔など ○一つの建築物で既存の広告物も合わせた表示面積が10㎡以上



●事前協議の書類

事前協議には、次の書類を合計4部、都市づくり部建築課へ提出して下さい。

書類	記載すべき内容、注意点
景観計画区域内における行為の事前協議書	○所定の書式あり。区のHPからダウンロードできます。
景観計画書	○所定の書式あり。区のHPからダウンロードできます。
案内図	○広告物掲出予定地を图示したもの
計画概要書	○広告物の面積・使用色のマンセル値・掲出期間・道路占有の有無
平面図	○広告掲出部分を建物平面上に图示
立面図	○広告掲出部分を建物立面上に图示・仕上げ材・照明・広告物の意匠図 ※着色したもの (使用色のマンセル値を明記)
現況資料	○広告掲出予定地と、その近隣の近景・遠景を数枚撮影場所と方向を示した資料

●窓口等

内容	窓 口
景観計画・ガイドラインについて	台東区都市づくり部都市計画課 TEL:03-5246-1364 (直通) http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikan/ichiran/keikankeikaku.html
景観に関する事前協議について	台東区都市づくり部建築課 TEL:03-5246-1343 (直通) http://www.city.taito.lg.jp/index/kurashi/kenchiku/keikan/keikantetudukiannai/index.html
東京都屋外広告物条例にもとづく許可	台東区都市づくり部道路管理課 占用担当 TEL:03-5246-1302 (直通)
道路法にもとづく道路占用の許可	区道 台東区都市づくり部道路管理課 占用担当 TEL:03-5246-1302 (直通)
	都道 東京都建設局第六建設事務所管理課 足立区千住東2丁目10番10号 TEL:03-3982-1151
	国道 東京国道工事事務所亀有出張所 葛飾区新宿4丁目21番1号 TEL:03-3600-5541
道路交通法にもとづく道路使用の許可	所轄警察署交通課



台東区屋外広告物景観ガイドライン

平成30年3月発行

台東区都市づくり部都市計画課

〒110-8615 台東区東上野4丁目5番6号

TEL:03-5246-1364 (直通)

平成29年度 登録第96号